

平成25年12月11日
岐阜市立岐阜商業高等学校

自然災害時等に対する学校の対応について

初冬の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、自然災害時等における本校の対応につきまして、保護者の皆様にお知らせするとともに、さらなるご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

1 非常変災時（暴風、大雨、洪水等）の警報及び特別警報の発表時の対応について

(1) 生徒が登校する以前に警報（暴風、大雨、洪水等）が発表されている場合。

- ア 警報が解除されるまで、家庭において待機すること。
- イ 始業時刻の2時間前までに解除された場合は、平常通り登校すること。
- ウ 始業時刻の2時間前から午前10時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始する。
- エ 午前10時を過ぎてから解除された場合は休業とする。

ただし、「イ」、「ウ」の場合において道路や橋の流出、家屋や樹木の倒壊などで危険な場合には登校しなくてもよい。

(2) 生徒が登校してから警報（暴風、大雨、洪水等）が発表された場合。

- ア 発表中は、下校させない。
- イ 解除後は、気象状況(台風の中心位置、規模、進行方向と速度など)、交通機関の状況、道路等の状況などにより、学校待機または帰宅指示等の判断をする。
- ウ 生徒の帰宅確認は、帰宅した生徒が担任に連絡する。

※平成25年11月13日（岐阜市教委学指第158号－4）警報発令時などの学校の対応について（改訂版）の通達による。

2 地震について

(1) 在校時

状況に応じ防災委員長（校長）は授業の続行、中止を判断する。中止が決定された場合、防災委員長は交通機関、道路の状況などを判断して、安全に帰宅させ得ると認めた場合、生徒を速やかに帰宅させる。

(2) 在宅時

震度5以上の地震発生の場合、生徒は登校せず家庭にて待機とし、生徒緊急連絡網または、一斉配信メールによる連絡、県教委、市教委等の情報をもとに行動する。なお、避難所等への移動を行った場合は速やかに学校へ連絡する。

(3) 登下校時

あらゆる情報をもとに帰宅、登校、避難所への避難等を選択する。これらの行動をとった場合は速やかに学校、家庭へ本人が連絡する。

(4) 部活動遠征時

部顧問（引率者）は状況に応じ、帰宅させるか、帰校させるか、避難所へ避難させるかを選択し実行する。その処置について部顧問は学校へ連絡する。生徒はその処置について速やかに家庭へ連絡し、実行する。

なお、近年、東海地区におきましては大規模地震発生を懸念し、各種防災情報とそれに関する体制が整備されております。本校では東海地震注意情報が発表されると同時に生徒を帰宅させる体制をとっておりますのでご承知おきください。

3 東海地震に関する防災体制

情報名	主な防災対策 (県など)	市の体制	本校の対応
①東海地震 観測情報	●情報収集 連絡体制	○関係室による 体制	◎情報収集
②東海地震 注意情報	●職員緊急参集 ●情報収集 連絡体制	○地震警戒本部 を設置 全室体制	◎生徒を帰宅さ せる ◎地震警戒本部 を設置
③東海地震 予知情報	●警戒宣言 ●地震災害警戒 本部を設置 ●地震防災応急 対策の実施	○災害対策本部 を設置 全庁体制	◎地震災害対策 本部を設置
警戒宣言			

※情報は防災無線、TV、ラジオ等から得ます。